



- ・生活保護や就学援助等で、すでに給食費の支払が免除されている方は対象外です。
- ・本事業の対象となる第3子以降の子には該当しません。

- ・③に該当する子の健康保険証の写しを添付してください。  
※善通寺市立の小・中学校に在籍している子は添付不要です。